

実技評価の方法(実技評価基準)

学則第14に定める実技評価の方法等についての「実技評価基準等」は以下の通りとする。

○各細目の担当講師が実技評価を各細目時間内に行い、実技評価及び再評価を行う。

1、効果測定基準

A 良くできている

B できる

C できない

B 以上で合格

2、再評価: 不合格者に対し補講をして、再度実技評価を行う。

費用: 無料

実技評価を行う細目及び担当講師

| | 実 技 評 価 を 行 う 科 目 (細 目) | 担当講師 |
|---------|----------------------------------|-----------------------|
| 9-Ⅱ(6) | 整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 | 財前登美子 多田良子 三谷博子 |
| 9-Ⅱ(7) | 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 | 財前登美子 多田良子 三谷博子 |
| 9-Ⅱ(8) | 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 | 多田良子 財前登美子 三谷博子 |
| 9-Ⅱ(9) | 入浴・清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 | 多田良子 財前登美子 三谷博子 |
| 9-Ⅱ(10) | 排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 | 三谷博子 多田良子 財前登美子 |
| 9-Ⅱ(11) | 睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 | 福家茂雄 |
| 9-Ⅲ(14) | 総合生活支援技術演習 | 兼間道子 |